

# グループ保険のおすすめ

【団体定期保険（こども特約付）】

パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

～ 死亡・所定の高度障害状態に備える生命保険です ～



【意向確認のお願い】ご加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

申込書提出 締切日	原則毎月10日	保障（責任） 開始日	申込書提出締切日の翌々月1日
申込書提出先	秋田県医師会事務局 秋田市千秋久保田町6番6号（TEL：018-833-7401） 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。 加入内容に変更のない方は、申込書の提出は不要です。		

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。  
保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である一般社団法人秋田県医師会に配付されています。

グループ保険を活用することによって、  
病気やケガによる万ーの場合の保障が準備できます！



### お手頃な保険料

スケールメリットを生かしたお手頃な保険料で、  
保障が準備できます。

### 毎年見直しができる

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障金額を  
見直す機会があります。(※1)

### ご家族の保障も準備

配偶者さまやお子さまも一緒にお申込みいただけます。  
(※1)(※2)

### 申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。(※1)

(※1) 健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。

(※2) 本人の加入が必要等の条件があります。

## 目次

### ●契約概要 (P4~P8)

契約の内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- 保障金額
- 加入資格
- 保険料
- 保険のしくみ
- 保険期間
- 支払事由 など

### ●注意喚起情報 (P9~P11)

お申込みの際に特に注意いただきたいことを記載しています。

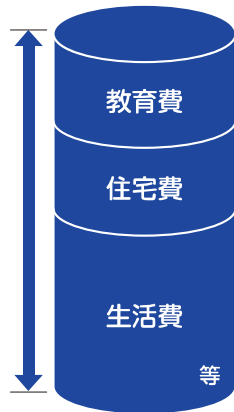
- 告知に関する重要事項
- 保険金をお支払いできない場合 など

# 「万一（死亡）」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

$$\text{必要保障額 (3)} = \text{必要な資金 (1)} - \text{準備済み資金 (2)}$$

①残されたご家族が生活するために必要な資金

最初に、もし世帯主の方に万一のことがあった場合、残されたご家族が生活するために必要な教育費や住宅費、生活費等の合計を計算します。



支出



収入（見込）

③必要保障額

「準備済み資金」で足りない部分（不足額）を生命保険などで準備します。

②準備済み資金

つぎに、すでに準備済みの預貯金や会社からの死亡退職金、それに国から給付される遺族年金の支給額等を確認します。

## 主な年齢の平均余命

(単位：年)

年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
男	52.09	47.23	42.40	37.62	32.93	28.39	24.02	19.85	15.96
女	58.03	53.13	48.24	43.39	38.61	33.91	29.28	24.73	20.31

(厚生労働省「令和3年簡易生命表」)

## 開業借入金ってどのくらい？ 医療施設の借入金状況（期末残高）

一般病院（医療法人）……………71,708万円  
 一般病院（個人）……………52,164万円

一般診療所（有床）……………4,400万円  
 一般診療所（無床）……………2,553万円

(厚生労働省「第16回医療経済実態調査」)

### 〈参考〉

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

### お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

万一のためにしっかり備えないとね。

教育費合計

約 **4,570** 万円

たとえば  
 私立小・中学校→私立高校→私立大学（医歯系・屋間部・自宅通学）の場合（その他、塾費用・家賃・仕送り等の費用が必要な場合もあります）。

文部科学省／「平成30年度 子供の学習費調査」  
 「私立大学等の令和2年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」  
 （独）日本学生支援機構／「平成30年度 学生生活調査」

### 葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は？

葬儀費用の準備も必要ね。

葬儀費用合計

平均

約 **196** 万円

※通夜からの飲食接待費用、寺院の費用、葬儀一式費用の合計額の平均です。  
 （一財）日本消費者協会／  
 第11回「葬儀についてのアンケート調査」平成29年1月

# 契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。  
 加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

## 保障金額・保険料表

保障金額	死亡保険金額 または 高度障害保険金額		配偶者				本人			
			200万円	500万円	800万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	
保険料 (月額)	15-35歳	男性	274円	685円	1,096円	1,370円	2,740円	4,110円	5,480円	
	S62.10.2 ~ H20.10.1生	女性	206円	515円	824円	1,030円	2,060円	3,090円	4,120円	
	36-40歳	男性	326円	815円	1,304円	1,630円	3,260円	4,890円	6,520円	
	S57.10.2 ~ S62.10.1生	女性	288円	720円	1,152円	1,440円	2,880円	4,320円	5,760円	
	41-45歳	男性	412円	1,030円	1,648円	2,060円	4,120円	6,180円	8,240円	
	S52.10.2 ~ S57.10.1生	女性	334円	835円	1,336円	1,670円	3,340円	5,010円	6,680円	
	46-50歳	男性	554円	1,385円	2,216円	2,770円	5,540円	8,310円	11,080円	
	S47.10.2 ~ S52.10.1生	女性	438円	1,095円	1,752円	2,190円	4,380円	6,570円	8,760円	
	51-55歳	男性	768円	1,920円	3,072円	3,840円	7,680円	11,520円	15,360円	
	S42.10.2 ~ S47.10.1生	女性	562円	1,405円	2,248円	2,810円	5,620円	8,430円	11,240円	
	56-60歳	男性	1,072円	2,680円	4,288円	5,360円	10,720円	16,080円	21,440円	
	S37.10.2 ~ S42.10.1生	女性	690円	1,725円	2,760円	3,450円	6,900円	10,350円	13,800円	
	<b>以降、継続のみ</b>									
	61-65歳	男性	1,596円	3,990円	6,384円	7,980円	15,960円			
	S32.10.2 ~ S37.10.1生	女性	888円	2,220円	3,552円	4,440円	8,880円			
	66-70歳	男性	2,326円	5,815円						
	S27.10.2 ~ S32.10.1生	女性	1,168円	2,920円						
	71歳	男性	3,018円	7,545円						
	S26.10.2 ~ S27.10.1生	女性	1,522円	3,805円						
	72歳	男性	3,330円	8,325円						
	S25.10.2 ~ S26.10.1生	女性	1,686円	4,215円						
	73歳	男性	3,692円	9,230円						
	S24.10.2 ~ S25.10.1生	女性	1,878円	4,695円						
	74歳	男性	4,112円	10,280円						
	S23.10.2 ~ S24.10.1生	女性	2,090円	5,225円						
	75歳	男性	4,608円	11,520円						
S22.10.2 ~ S23.10.1生	女性	2,320円	5,800円							
76歳	男性	5,192円	12,980円							
S21.10.2 ~ S22.10.1生	女性	2,580円	6,450円							
77歳	男性	5,882円	14,705円							
S20.10.2 ~ S21.10.1生	女性	2,884円	7,210円							
78歳	男性	6,696円	16,740円							
S19.10.2 ~ S20.10.1生	女性	3,252円	8,130円							
79歳	男性	7,636円	19,090円							
S18.10.2 ~ S19.10.1生	女性	3,696円	9,240円							
80歳	男性	8,698円	21,745円							
S17.10.2 ~ S18.10.1生	女性	4,228円	10,570円							
			こども							
保障金額	死亡保険金額 または 高度障害保険金額		200万円	300万円						
(月額) 保険料	3-22歳 H12.10.2 ~ R2.10.1生	男女 共通	140円	210円						

### ◎保険金額範囲（100万円単位で選択できます）

<本人>

- 60歳以下：200～4,000万円
- 61～65歳：200～2,000万円
- 66～80歳：200～500万円

<配偶者>

- 65歳以下：200～1,000万円
- 66～80歳：200～500万円

(注1) 保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

(注2) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は令和5年4月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(注3) 61歳以上の方の新規加入（増額）はできません。継続のみとなります。（減額は可能）

(注4) 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

(注5) こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください



## 保険の名称

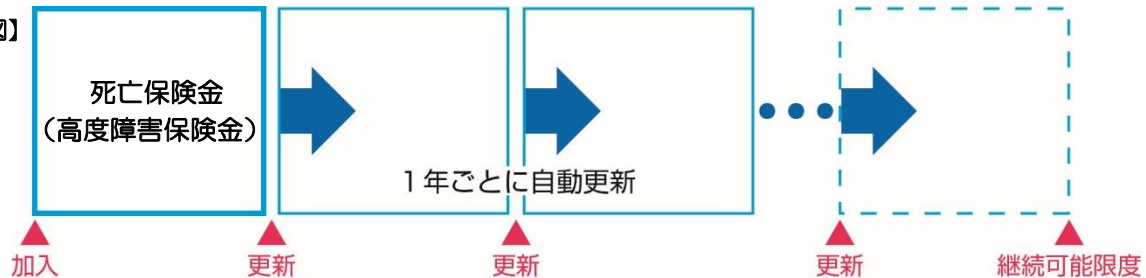
### 団体定期保険

特約：団体定期保険こども特約

## 保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



## 新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は令和5年4月1日（更新日）時点の年齢）

本人	満14歳6か月超、満60歳6か月以下の本会の会員ならびに本会の事務職員 （昭和37年10月2日～平成20年10月1日生まれ）
配偶者	満18歳以上、満60歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者 （昭和37年10月2日～平成17年4月1日生まれ） （ただし、平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性については18歳未満でも加入できます）
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども （平成12年10月2日～令和2年10月1日生まれ） （健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。  
加入後に加入対象者でなくなった場合には申込書提出先までご連絡ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

## 責任開始日・保険期間

責任開始日	申込書提出締切日の翌々月1日 （注）増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	保険期間：令和5年4月1日～令和6年3月末日 今回お申込みの方の保障期間：責任開始日～令和6年3月末日 （注）増額の場合、増額部分の保障期間です。 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 本人・配偶者 満80歳6か月    こども 満22歳6か月 （注）脱退事由（P7の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

## 保険料について

■毎月24日に預金口座から引き去ります（加入月から引き去りを開始）。

24日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日に引き去ります。

毎月24日に口座から引き去る保険料は、引き去り月の1日～同月末日までの保険料です。

（注）グループ保険の保険料を法人負担とする場合、当該保険料は被保険者に対する給与とみなされます。

給与としての経費処理が必要です。（法人税基本通達9-3-5に準拠）

税務のお取り扱いについては、令和3年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。

詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

■引き去りできなかった場合、翌月24日に2か月分引き去ります。

### 重要

**保険料が2か月未納の場合は、自動的に脱退となりますのでご注意ください。**

■保険料表に記載の保険料は確定保険料（月額）です。こどもの保険料は一人あたりの金額です。

■保険料は毎年更新時に見直されます。

■保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

## 保障内容【支払事由】

保険金は**いずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。**

実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1）保険金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2）保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P8の【別表】参照）になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

## 受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者		
子ども	本人（主たる被保険者）	

（注1）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。

（注2）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

■本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

■死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の配偶者	第二順位	被保険者の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

## 制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。

(注) 制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までは保障します。

- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

### 本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退会した場合など

### 配偶者・子ども

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（子ども）（※）など

（※）更新日時点で被保険者としての資格がある子どもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

## 配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。

- 将来お支払いする配当金は変動し、0〈ゼロ〉となる可能性もあります。

## 引受保険会社

（令和5年2月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

### 【引受保険会社（引受割合）】

第一生命保険株式会社（62.5%）〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）  
日本生命保険相互会社（10.0%）、大同生命保険株式会社（10.0%）、明治安田生命保険相互会社（10.0%）、  
SOMPOひまわり生命保険株式会社（7.5%）

## 主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

### ■保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

### ■死亡保険金

◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金（保険料を本人が負担していたもの）は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）

◇配偶者・子どもの死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）

### ■高度障害保険金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

(注) 税務のお取り扱いについては、令和3年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

## 個人情報取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

## ■ 別表 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

### I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### II. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### III. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

----- ここまでが契約概要となります -----





加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

**必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。**

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

## 1

### 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

#### 告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された書面(告知書)で引受保険会社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

#### 告知の方法

- 指定された書面(告知書)をご提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

#### 正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

#### 傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

#### 告知に関するお問い合わせ

- P12の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

## 2

### 責任開始について

- 提出された加入申込書(告知書)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

## 3

### クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

## 4

## 脱退による返戻金や満期による保険金について

■この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

## 5

## 保険金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

■「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合

■約款に定める免責事由に該当した場合

## 死亡保険金・高度障害保険金

◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）

◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）

◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき

◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき

◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）

（※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。

（※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

■保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合

■保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合

■支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合

■加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合

■その他、お支払いできない場合

◇責任開始日より前に発病していた病気（※3）、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の例参照）

（※3）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例

○ お支払 対象		原因が発生		責任開始日以後に原因が発生し、保険期間中に所定の事由に該当しているため、お支払いの対象となります。
× お支払 対象外	原因が発生			責任開始日前に原因が発生しているため、お支払いの対象となりません。正しく告知した場合もお支払いの対象となりません。

▲ 責任開始日      ▲ 所定の事由に該当      ▲ 保険期間終了  
 ← 保険期間 →

## 6

## 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構  
**TEL 03-3286-2820**

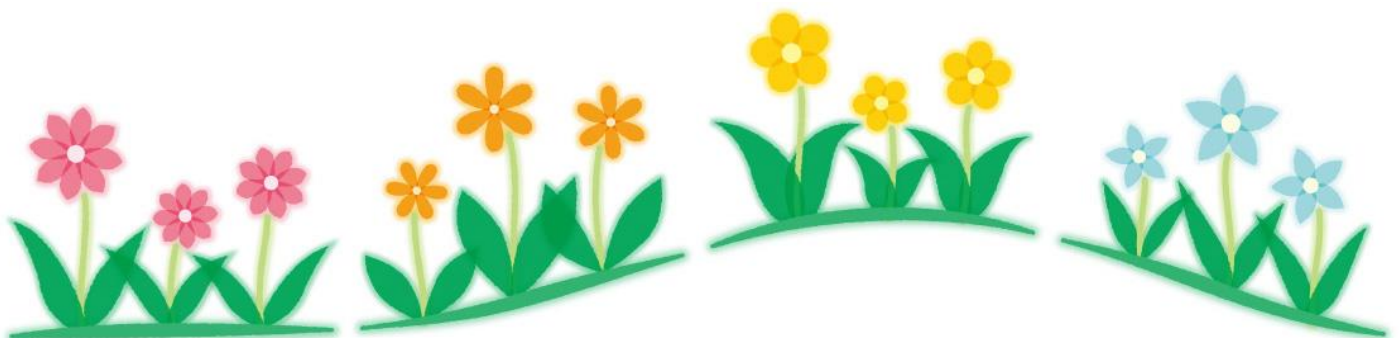
※受付時間 月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00  
 （土・日・祝日・年末年始を除く）  
 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

## 7

## ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙の申込書提出先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について  
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。  
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）  
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが注意喚起情報となります -----




## 第一生命お問い合わせ先

### 保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者様およびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容をご確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。


### 告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当紙面(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号(7桁)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部  
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)